

## 第119回サービス統計・企業統計部会 議事録

1 日 時 令和5年6月13日（火）15:40～17:40

2 場 所 遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

菅 幹雄（部会長）、伊藤 恵子、松村 圭一

【臨時委員】

會田 雅人、小西 葉子、成田 礼子

【審議協力者】

日本銀行

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部経済統計課：中村課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室：赤坂室長

【事務局（総務省）】

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、篠崎政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：山形統計審査官、大村企画官ほか

4 議 題 経済センサス - 基礎調査及び経済構造実態調査の変更について

5 議事録

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 では、全員お揃いのお手紙ですので、まず御連絡だけ差し上げます。ハウリングしてしまうおそれがありますので、発言するとき以外はマイクをオフにしてください。マイクのオンオフの操作は、画面の下、マイクマークのアイコンをクリックして行います。このマイクマークに斜線が入っていればマイクオフの状態ですので、よろしくお願いいたします。

また、会議後に速記の方が議事録を作成される便宜もごございますので、御発言いただく際は、恐縮ですが、お名前をおっしゃってから御発言ください。

本日の部会は2拠点からの開催となります。ネットワークの状況など、細心の注意を払いつつ進めさせていただきますが、途中、声が聞きづらいなど不具合がございましたら、御遠慮なくお知らせください。

それでは、菅部会長、よろしくお願いいたします。

○菅部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第119回サービス統計・企業統計部会を開催します。

本日、私は業務の都合により、西国分寺にある総務省統計研究研修所からウェブで参加

しております。松村委員は事務局がある総務省第2庁舎から、それ以外の皆様はウェブで参加していただいております。

本日は、経済センサス - 基礎調査及び経済構造実態調査の変更について、4回目の審議を行います。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。前回の部会で、答申素案についてはひととおり審議をいたしました。経済センサス - 基礎調査における事業所の活動状態の把握に関連して、部会終了後、伊藤委員及び小西臨時委員から御質問があり、また、5月30日に開催された統計委員会でも同旨の御発言があったことを踏まえ、第4回の部会を開催することといたしました。

本日の部会では、関連部分について追加で審議し、その後、答申案の議決を行うという流れで進めたいと考えております。

なお、本日の審議は17時40分までを予定しておりますが、予定されている議事が早く終了した場合は、時間前に閉会することとします。本日も効率的な議事進行への御協力をお願いいたします。

それではまず、5月30日に開催された統計委員会の状況について、事務局から紹介してください。

**○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 事務局でございます。5月30日に行われました統計委員会で示された御意見について、御説明申し上げたいと思います。

2つ、御意見がございました。1つ目は、先ほど菅部会長からもお話がありました休業・廃業に関する統計を公表するのかわからないのかという点について、伊藤委員から御意見をいただきました。具体的には、調査目的には事業所及び企業の活動の状態を調査するためというふうに書かれておまして、これについて極めて重要な項目である、と。特に廃業については、事業所・企業統計調査の時代から統計は公表されてきたという御示唆もございました。そして、今日もまだ御審議いただきますけれども、廃業に関する質問項目を削除するという点について、今までの御審議では判断する材料がまだ十分に御提示いただけていないという御意見がございました。

そして小西臨時委員からは、売上高で99.6%を占める事業所が対象になっているという今回の基礎調査ですが、この事業所群に対して調査を実施する以上、これらの休業・廃業に関する情報は、引き続き公表することが必要ではないかという御意見がございました。

私からは以上でございます。

**○菅部会長** ありがとうございます。

それでは、資料2の審査メモに沿って審議を始めたいと思います。

審査メモの11ページに記載の「(7)集計事項の変更」の追加審査事項について、事務局から審査状況の御説明をお願いいたします。

**○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官** 続きまして、事務局から御説明申し上げます。

今、画面にも映っておりますけれども、審査メモに、ただ今説明させていただきました御意見も踏まえて、「追加審査事項」というところで追加させていただきました。おさらいも兼ねて御説明を申し上げたいと思います。「申請内容：一部再掲」と書いております四角

囲みです。3つございます。

1つ目、調査の目的を「事業所及び企業の活動の状態を調査し、事業所母集団データベースの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすること」とする。これは同じ資料2の(2)でも同じことを書いており、この場所でもう一回再掲させていただいております。これが1つ目の申請事項でございました。

2つ目として、活動状態に関する調査事項を削除。これは少しおさらいも兼ねて申し上げますと、休業ですか、廃業ですかという調査事項を今回削除いたします。こちらも再掲しております。

そして3つ目といたしましては、令和元年基礎調査において集計していた「事業所の活動状態に関する集計」、こちらは行わない、と。これも、(7)のところで調査事項を使って全て集計するという説明がありましたけれども、その一部としてこういう内容も含まれていたということでございます。

これらについて、審査状況について御説明したいと思います。

まず、アですが、令和6年基礎調査では、今申し上げた②、③のとおり、事業所の活動状態に関する調査事項、休業ですか、廃業ですかとお尋ねする事項を削除するとともに、令和元年基礎調査において行った、この調査事項を活用した「事業所の活動状態に関する集計」は行わないという計画でございます。

注書きといたしまして、令和元年基礎調査において、この調査事項はどういうものだったかと申し上げますと、法人番号公表サイトから追加した新規把握事業所の活動状態を把握するために、臨時に設けられたものということでございます。

そして、イですが、一方で調査の目的においては、①で今申し上げたとおり、令和元年基礎調査と同様に事業所及び企業の活動の状態を調査し、事業所母集団データベースの整備に資するというを、目的の一部として明記することとしてございます。令和元年からの変更点はどこだったかという、「事業所及び企業の活動状態等の基本的構造」であったのが、「事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造」に変化するという後半の部分でございまして、前段の「事業所及び企業の活動状態を調査し」というのは依然として、引き続き継承するということでございます。こちらがイでございます。

そして、ウですが、こちらは今まで部会の審議事項ではございませんでしたけれども、ファクトとして申し上げますと、平成26年以前の基礎調査、そしてこれまでの活動調査においてはこの調査事項はなかったわけですが、この調査事項を設けることなく、調査の実施過程において得られた情報を基に、事業所の存続・新設・廃業に関する集計・公表を行ってきておりました。

ということで、以上を踏まえまして、この休業ですか、廃業ですかと尋ねる調査事項を削除するという計画でございましたが、エで書いておられますとおり、現に活動していない事業所から休業・廃業などの回答を直接得るということは事実上困難と考えられる。今までの部会でも御説明しておりますが、このようなことから、削除はおおむね適当というふうに審査の部局としては考えておりますけれども、今申し上げたとおり、事業所及び企業

の活動の状態を調査し、母集団データベースの整備に資するという、この調査目的は生かしているということ、そして過去の廃業等の統計の公表、こちらは、こういう調査事項がなくても廃業等の統計を公表してきたという、この2つの点に照らして、果たして令和6年基礎調査における活動状態の把握、そして集計などの対応はどういうふうにするのかということ、いま一度確認する必要があるだろうということで、以下の論点を設けて議論いただければと思います。

次のページに行きまして、論点のまずaです。事業所及び企業の活動状態、こちらは調査の目的に書いておりますけれど、令和6年基礎調査では、どのように把握して母集団データベースの整備に活用するのか、これをいま一度御確認いただければと思います。

bとして、過去の基礎調査及び活動調査では選択肢がなかったのですが、そのない状態で事業所の存続・新設・廃業等についてどのように把握し、集計、公表してきたのか、そして令和元年基礎調査における集計との違いは何か、こちらの方も御確認いただければと思います。

cです。aとbを踏まえて、今回御審議いただいております令和6年基礎調査、そして今後の活動調査において、過去の基礎調査及び活動調査で行ってきた事業所の存続・新設・廃業等に関する集計をどのように対応する予定なのか、こちらについて御審議を賜ればと思います。

事務局からは以上でございます。

○菅部会長 それでは、各論点について調査実施者から御回答をお願いします。

○中村総務省統計局経済統計課長 総務省統計局でございます。資料3の13ページの下、回答ということで、まず、論点a及びbへの回答でございます。次の14ページの一番上に3つ図がございまして、過去の調査、令和6年基礎調査における事業所及び企業の活動状態の把握イメージを、図でお示ししております。

一番左側は通常の調査、調査員を使ってどのようにやってきたかということでして、平成26年基礎調査、28年活動調査、それから令和3年の活動調査のやり方です。①まず調査員が全ての民営事業所の活動状態を外観等から確認ということで、受け持ちの調査区がございまして、そこをくまなく歩いて外観等から状態を確認しまして、休廃業等が確認できたものにつきましてはそれを除いて、②全ての民営事業所に対して調査票を配布するというので、直轄調査の対象のところには郵送、もしくは調査員が行くところは直接訪問という形で実際に調査票を配布し、③としまして、調査員又はオンライン・郵送で調査票を回収します。調査のプロセス、過程の中で、例えば疑義照会等を行う中で、活動状態、また活動しているかどうか把握できる場合もありますので、そういったプロセスの中で得られた情報も反映して、データベースの更新等に使われてきたということでございます。

真ん中の図、令和元年の基礎調査でどうやってきたかというところでございますが、①、まず調査員が全ての事業所の活動状態を外観等から確認するというところは同じでございますが、②につきましては、新規把握事業所に対してのみ調査票を配布ということで、既存の事業所に関しては外観確認のみというやり方を取ってございました。それから、通常のやり方ですと調査員が訪問するというものでしたけれども、この令和元年基礎調査のと

きは、下の※印のところに少し細かい字で書いてあるのですが、法人番号公表サイトから約160万法人分を追加し、そこに対して調査を行ったということで、かなり量的にも増えるということで、このときは直接会うというよりポスティングという形でやりましたので、何らかの形でもう少し手がかりが欲しいということで、調査票の中にも活動状態欄というものを、このときだけ臨時的に設けたという経緯がございます。③としまして、その後オンライン・郵送で回収し、また同じようにプロセスで得られた情報も反映した上で、データベースを更新しました。この令和元年基礎調査で約160万法人を追加したことによりまして、カバレッジのかなり大幅な拡大が図られたというところでございます。

その後、行政記録情報の活用ということで、いわゆる登記の情報、それから労働保険情報を使いまして、経常的にその後も、新設や廃業の状況については把握しておりまして、そういったものもデータベースには反映されてきたというところでございます。それから、令和3年の活動調査も改めてその後実施されて、実地の調査も行われてきて、そういった中で、新たに令和6年基礎調査を行うに当たりまして、その母集団の名簿自体は、できる限り行政記録情報を反映したものが使えるようになってきたということで、直前までの行政記録情報等を活用しまして、廃業の確認ができた事業所を除いた名簿をベースに、調査票を郵送、オンラインの場合はID、パスワードを配布いたしまして調査をし、また、そのプロセスで得られた情報を反映してデータベースに入れて整備していく、という流れで調査を行う予定でございます。

その下の○のところでございますが、令和6年基礎調査は今申しましたとおり、調査員調査ではなく、今回から民間委託でオンライン・郵送ということで行う予定でございますが、ただ今説明しましたとおり、あらかじめ事前の行政記録情報の活用もそうですけれども、法人番号公表サイトの情報等も活用しまして、事前に廃業が確認できたものを除いて名簿を作成し、それから事前の環境整備ということで、そこに調査依頼はがきを送ったりする、もしくは実査のプロセスの中でいろいろな、郵便不達、廃業等が把握できる部分もございますので、そういったところも含めて丁寧に処理をしていきたいということでございます。それから、調査票による回答が得られない場合も当然、疑義照会、それからホームページ情報の確認等々、様々な手段で活動状態の確認を徹底していきたいと考えているところでございます。

なお書きとしまして、廃業等の申出はいろいろ、ホームページによる受付ですとかコンタクトセンターでの電話受付等で適切に把握してまいりたいということで、新しい調査のやり方にはなりますが、その中でできる限り丁寧に対応してまいりたいと考えております。

次の○は、今までの調査において、どのように活動状態に関する集計を行ってきたかというところでございます。過去の基礎調査及び活動調査において、事業所の存続・新設・廃業に関する統計につきましては、前回調査、今回調査と2時点の調査で集計対象となる事業所レベルの個票データ（活動中のデータ）をパネル化しまして、2つの時点ともに存在するデータは存続、今回調査のみに存在するデータは新設、前回調査のみに存在するデータは廃業として処理することで、事業所の異動状態を把握して集計、公表を行ってまいります。

その下に例ということで書いてございますが、まず、令和3年活動調査の結果につきましては、この6月末に公表する予定としてございますが、これは平成28年の5年前の活動調査との比較になります。これはなぜかと申しますと、※印のところがございますとおり、令和元年基礎調査は新規把握事業所に対してのみ調査票を使ったところもございまして、事業所の活動状態欄は記入日現在の状況を記載してくださいということで、そのときお願いしておりました。令和元年の調査はローリングという形で、令和元年6月から令和2年3月までの期間、9か月間での調査となっておりましたので、基準点との比較という意味合いですとなかなか難しいということで、5年前の活動調査との比較とさせていただきたいと考えています。

その前の令和元年基礎調査のときは、直近の平成28年活動調査との比較、平成28年活動調査の場合は直近の平成26年基礎調査との比較という形で、要はその2時点の差分を取って集計していたということでございます。

その下のお書きのところでございます。令和元年基礎調査における集計との違いは何かという論点がございました。令和元年基礎調査におきましては、法人番号公表サイトからデータベースに存在していなかった法人を新たに名簿に追加して、調査を実施したということで、要は今まで調査員調査をする中では、外観からの確認でなかなか把握することが難しかった事業所というの中には含まれているだろうということで、新設という言い方ではなく「新規把握事業所」という形で表章してございます。

最後に15ページの上のところ、論点cに対する回答ということで、では、今回どうするかということでございます。いろいろ今まで委員の皆様から御意見を頂戴する中で、令和6年基礎調査では、雇用者なしの個人経営の事業所の部分は除くこととなりますが、令和3年活動調査と比較することで、従前と同様、差分を取った形で集計を行いまして、これを参考表として公表することにさせていただければと考えております。

※印のところ、今回その雇用者がいない個人経営の事業所部分、つまり小規模事業所の多くが含まれないということになるということで、丁寧に注意書き等を付して、その辺りを説明してまいりたいと考えてございます。

最後のなお書きでございます。活動調査におきましては、次回の令和8年調査におきましても引き続き、今までと同様の方法で調査をしていきたいと思っておりますので、5年前の活動調査と比較することで、従前と同様の方法で集計、公表を行ってまいりたいと考えております。

実施者からの説明は以上となります。

○菅部会長 それでは、ただ今の御説明に対し、御質問、御意見をお願いいたします。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 どうもありがとうございます。すみません。皆様大変お忙しいところ、今回もう一度会議を開催していただいて、廃業等に関してどういう形で公表するかということも検討いただき、ありがとうございます。一応、今御説明いただいた方法でパネル化をして、統計を作成して公表すると、そこを明記していただきましたので、今回これで良いかと思っております。

ただ、今、過渡期といいますか、調査方法が変更されたりですとか、母集団の名簿の作成方法もいろいろ変わってきて、過渡期で仕方ない面もあるのですが、なかなか同じ定義で継続した統計を出せないというような状況です。そこはなるべく早い段階で、時系列でも同じ定義で統計を出せるような形での整備を、今後ともお願いしたいと思います。

一応、注意書きも書くところに記載してあるのですけれども、なるべくユーザーに対して分かりやすい形で、どこがこれまでの統計とは違っているのかというところをしっかりと、分かりやすく説明をしていただきたいと思いますというのがお願いです。

定義が毎年変わっているの、なかなかその実態が分かりにくいという状況になっていると思います。センサス以外の情報を使った開業率、廃業率の統計もいくつか出ていますけれど、出所によって数字が違っていたりして、どれが実態なのか、すごく分かりにくい状況になっていると思います。今回はこういう形でしか出せないということなので仕方ないですが、繰り返しになりますけれども、なるべく早い段階で、同じ定義で、しかも5年ごとというよりはできるだけ高い頻度で出せるように、今後なるべく早く検討していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

○菅部会長 ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。

○小西臨時委員 小西です。発言してもよろしいでしょうか。

私も伊藤委員と同じく、3回目の審議が終了後に休業・廃業の項目の削除と公表の仕方の変更について、議論の途中で質問を投げた形で終わったので、その後、メールで追加質問の意見などを送らせていただきました。これらの経緯を踏まえ、今日、4回目の部会を開催していただけることになって、大変感謝申し上げます。

今回の審議で、雇用者なしの個人事業主を削除し、調査対象から除いますが、売上げ規模では99.6%を捕捉している形で経済センサス-基礎調査を行うことになりました。引き続き対象となる事業所については今までどおりの集計を行い公表し、利用者に対しては、従来の公表とは対象が異なるという注釈をつけるという要望を出しました。その点について、参考表にて公表し、注書きで丁寧な説明を加えてくださるとのこと、大変に感謝申し上げます。

今回の基礎調査に関しては本当に大きな変更がありました。調査目的も変更しますし、調査対象も、売上げ規模では小さいですけれど、事業所数でいうと大変比率の大きい雇用者なしの個人事業所が対象から外れることになりました。それによって公表の仕方なども変わってくるということが、3回までの議論での大きなトピックだったと私は思っています。その上で本日4回目の部会を開催していただき、なぜ令和元年以前の調査の目的に戻したのか、廃業に関して、存続に関しての活動状態の調査項目は、そもそもなぜ令和元年で調査されたのかとか、それがどういうふうに役割を終えたから今回削除されたのかなど、非常に分かりやすく説明していただけたと思っています。もちろん、継続性の観点からは、長期間に渡り同じ形で継続して調査していただくのが一番なのですが、今回大きく調査方法が変わってしまいます。従前と同じようにaからfまでのピラミッドに含まれる全事業所を調査することは難しいということも説明いただきました。今後への課

題として、技術は発達しますし、活用可能なビッグデータも増えていますので、しかるべき時が来ましたら、他の統計調査の名簿の基礎情報となる経済センサス - 基礎調査で、雇用者なしの個人事業所まで含めた事業所が調査対象になるよう引き続き検討いただければと思います。

いずれにしても、今回のこの議論があったことによって、私自身は非常に理解が深まり、全体的に皆様と良い議論ができたのではないかと考えています。ありがとうございました。以上です。

○菅部会長 そのほか、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官 事務局です。

松村委員もよろしいそうです。

○菅部会長 よろしいでしょうか。御意見出していただけましたでしょうか。

今回に関しましては、実施部局の大英断で、追加的に集計作業をしていただくということが決まりまして、これは大変大きな御貢献だと思います。なかなかここまでできないだろうと思います。今回のように大変意義があるという御指摘が、伊藤委員、小西臨時委員からも出ていましたので、これを利用した研究及び成果が多数出てくることを、私は期待しております。

また、伊藤委員からは、あまりに変え過ぎなのではないかという話がありましたけれど、それは私も同意見で、やはりセンサスに関しては、もう今後大きく変えていかない方がいいのではないかなと思っておりますし、小西臨時委員の、テクノロジーが進歩しているのだから、よりカバレッジを上げていく工夫をすべきではないかという御意見についても、同意見であります。

本研究については、追加的にいくつか御意見をいただきましたけれども、方向性については御了解いただけたものと認識いたします。いただいた御意見の取扱いについては、この後、答申案の審議において検討いたしたいと思っております。

続きまして、答申案の審議に進みます。

答申案については、16日の統計委員会に御報告する必要があるため、冒頭で申し上げたとおり、本日の部会で議決いたしますので、答申案の文言について御意見がある場合は、この場で調整させていただきます。

答申案として、前回の部会や統計委員会で示された御意見等を踏まえて修正しましたものを、資料4としてお配りしております。まず事務局から、御説明をお願いいたします。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 事務局から、資料4に沿って御説明をいたします。前回の部会でお示ししたのものからの変更を中心に御説明いたします。あと、御参考までに委員の皆様には、前回の部会からの変更点を見え消しの形で明示したのもお配りしておりますので、場合によってはそちらの方も併せて御覧いただければと思います。

1つ目の変更点ですが、画面にちょうど映っておりますけれど、4ページ、こちら、調査方法の変更を論じている部分です。なお書きで、「今回、調査方法が大きく変更されて」という部分ですが、前回部会の場で小西臨時委員から、オンライン回答推進策についての



効果の測定について御意見があったことを踏まえまして、「今回行う推進方策の効果について」の後に、「任意のアンケートを行うなど」というワーディングを、1フレーズ追加させていただいております。

あと2か所、大きく変更がございます。1つ目は5ページになりますけれども、調査事項の変更を論じているパートでございます。「これらの変更については」というところですが、調査事項を変更しておりますけれども、「母集団情報としての利用実績や活動調査及び経済構造実態調査における調査事項の変更状況などを踏まえ、調査事項の合理化等を図るものであり」、「適当である」という評価を前回の部会でさせていただいたのですが、その調査事項の変更の中で活動状態の削除に関するところについては、少し理由を明確にした方がよいということですので、注書きとして、以下を挿入したいと考えております。注として、「【甲調査】②については」、これは活動状態の削除についてですが、「令和元年基礎調査において法人番号公表サイトから追加した新規把握事業所の活動状態を把握するために臨時に設けられた事項であり、令和6年基礎調査では、従前の経済センサス同様、活動状態は調査事項として直接回答を求めるのではなく調査の実施過程において確認する予定であることから、削除するものである」ということで、少し詳しく記述を加えさせていただきました。

そして、それ以降の記述、なお書きです。ここは、「今後の課題」として研究を行うという文言を入れていたところですが、前回の部会までは、そもそも事業所の活動状態を把握するということが難しくなってきたので研究を行うということだったのですが、これまでの御議論を踏まえまして、少し背景事情を手厚く書かせていただきました。具体的には、「事業所の新設や廃業などに係る分析ニーズが高まる一方、その実態把握の困難さが増していることや、売上高全体に与える影響の大きい企業を優先して捉えようとする基本的な考え方に沿った基礎調査の見直しに伴い、開廃業率などを分析する上で特に重要となる小規模事業所の多くが対象外となることを踏まえ、事業所の活動状態の把握方法などについて、行政記録情報等の更なる活用可能性も含め、研究を行う必要がある」ということで、研究の背景事情をより詳しく論じることとしてはどうかと考えております。

以上が2つ目の変更点でございます。

そして、3つ目の変更点に移ります。6ページに移ります。ただし書以降です。こちらは集計事項を論じているパートでございますが、「ただし」として、以下のフレーズを加えてはどうかということでございます。「ただし、甲調査における事業所の活動状態に関する調査事項の削除に伴い、当該調査事項を活用した「事業所の活動状態に関する集計」が行われないことに関連して、過去の基礎調査（及び活動調査）において、2時点間の集計対象事業所の比較によって「存続・新設・廃業別集計」が行われていたこと等も踏まえ、令和6年基礎調査においてもこれと同様の集計」、ただし、個人企業の事業所（雇用者なし）というのは除かれるわけですが、「これと同様の集計を行い、参考表として公表する必要があることを指摘する」という格好で、先ほど調査実施者から、これを行いますという話を明確にいただきましたので、これを答申の形で、参考表として公表する必要があるということをご指摘してはどうかと考えます。

以上が主な変更点ですが、同時に変更される場所として、最後の9ページになります。今後の課題の(1)です。「事業所の活動状態の把握方法の研究・検討」ということですが、先ほど申し上げたことの繰り返しになりますが、事業所の活動状態に関する把握方法などの研究について、その背景事情をより詳しく論ずるということで、「事業所の新設や廃業などに係る分析ニーズが高まる一方、その実態把握の困難さが増していることや、今回の基礎調査の見直しに伴い開廃業率などを分析する上で特に重要となる小規模事業所の多くが対象外となることを踏まえ」、研究を行うという格好にさせていただければどうかと考えております。

事務局としては以上でございます。

○菅部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今事務局から御説明がありました答申案について、審議したいと思いません。

まず、「(エ) 調査方法の変更」について、4ページのなお書きの部分を、前回の部会での御意見を踏まえて、具体的な書きぶりに修正しています。こちらについては、このような修文でよろしいでしょうか。

それでは、そのように認めていただいたというふうにさせていただきます。

次に、同じく4ページの「(オ) 報告を求める事項の変更」についてです。5ページに進んで、2つ目の段落に注書きを追加し、前回の部会で御意見のあった事業所の活動状態に関する調査事項の削除について、当該注書きで詳細に記述するとともに、令和6年基礎調査では従前の経済センサス同様、調査の実施過程において活動状態を確認する予定であることから削除するものであることに言及しています。

また、3段目の「なお、」以下については、伊藤委員及び小西臨時委員からの御指摘を踏まえて、「事業所の新設や廃業などに係る分析ニーズが高まる一方、その実態把握の困難さが増していることや、売上高全体に与える影響の大きい企業を優先して捉えようとする、基本的な考え方に沿った基礎調査の見直しに伴い、開廃業率などを分析する上で特に重要となる小規模事業所の多くが対象外となることを踏まえ」を挿入し、このような状況も踏まえて、事業所の活動状態の把握方法などについて研究を行う必要があることを、今後の課題として指摘することを考えておりますが、いかがでしょうか。

小西臨時委員、よろしく願いいたします。

○小西臨時委員 小西です。ありがとうございます。

今、山形統計審査官が御説明くださいましたが、「なお書き」があると読みにくそうに聞こえました。よく見るとこの段落は1文だなと気付きました。今後の課題の後半部は、挿入がなく短くてすぐく分かりやすくなっています。でもここの部分は結構文章が長いので、内容はこのままでいいと思いますが、もう少し、読んだり理解がしやすいようにしたらどうでしょうか。2文に分けていただいてもいいのかなという、ただの感想を持ちました。以上です。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 ここは今御覧いただいているとおり、(ア) 参照とか、(ウ) 参照とか、途中でラインから外れる補足事項が投入されたり

して、やはり読みにくいのは確かなのです。

工夫できるとすれば、「その実態把握の困難さが増していること」の前に①と書いて、「売上高全体に与える…対象外となること」を②として、その「こと」、①、②を踏まえて研究を行うというふうにする手もありますし、少し文章が変わらない範囲で工夫というのは余地があるかもしれませんけれども。

○小西臨時委員 はい、お任せします。よく読めば、もちろんきちんとこれで分かると思いますので。

○山形総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官 少し文書審査的な観点で、最後にもう一度見直そうとは思いますが、必要であればさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○小西臨時委員 はい。よろしくお願ひいたします。

○菅部会長 ほかに御意見、御質問はありますか。

よろしいでしょうか。それでは、文言の修正はあり得るということで。

○山形総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官 させていただくかもしれないと。はい。

○菅部会長 それについては事務局の方で御検討いただくということで、内容については御了解いただけたというふうにさせていただきます。

次に、5ページの「(キ)集計事項の変更」についてです。6ページに進んで、これらの変更については、調査の目的や調査事項の変更に伴うものであり、変更した調査事項の全てが集計で用いられることや統計利用者の利活用に資することから、「おおむね適当である」と整理し、伊藤委員及び小西臨時委員の御指摘を踏まえ、「事業所の活動状態に関する調査事項の削除に伴い、当該調査事項を活用した「事業所の活動状態に関する集計」が行われないことについては、従前、「2時点間の集計対象事業所の比較によって「存続・新設・廃業別集計」が行われたこと等も踏まえ、令和6年基礎調査においてもこれと同様の集計を行い、参考表として公表する必要があること」を指摘したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

御意見ありますか。挙手をお願いいたします。

これは、していただくということなので、特にしてはいけないという反対があるとは考えにくいので、御了解いただいたというふうにさせていただきます。

最後に、9ページの今後の課題ですが、まず、1つ目の「事業所の活動状態の把握方法の研究・検討」については、先ほど確認しました5ページの「(オ)報告を求める事項の変更」における修正を反映した表現ぶりしております。

2つ目の「経済構造実態調査の集計方法等の見直し」は、前回の部会で支払利息について今後の課題とすることに御賛同いただき、部会終了後、前回答申の文言に合わせて微修正を行っております。

今後の課題の修正点としては以上となりますが、いかがでしょうか。御意見等ありますか。挙手をお願いします。

伊藤委員、よろしくお願ひいたします。

○伊藤委員 伊藤です。どうもありがとうございます。今後の課題の1点目に関しては、特に異議はなく、修正していただきましてありがとうございます。この文言で、私としては結構だと思います。

ただ、やはりここの課題、非常に重要だということを指摘したいと思います。今回、雇用者なしの事業所が調査対象から外れるということは、行政記録情報がまだ使えないものもあるために仕方がないので、今回の案に賛成しているわけです。つまり、この案のままの状態が良いという意味ではなくて、雇用者なしの事業所を把握していくためには行政記録情報も更に活用することが必要不可欠だと思います。実際、人を雇わずに1人で起業して事業をやっている人は、実は自分の周りを見回すとたくさんいまして、それも、比較的技能のある人、IT関連であったりまたはコンサルタントなど、かなりハイスキルの人で、かつ結構女性に多いような印象を持っています。自分1人で事業を興してという人も比較的増えてきているのではないかという印象があります。このような雇用者なしの事業所というのも、今後更に把握する必要性が高まってくると思っています。

ここのところは、行政記録情報を活用していかないと今後把握が難しく、一応ここに課題として書いていただいていますけれども、非常に重要な点であると思います。今後も、財務省ですとか、ほかの政府の省庁と緊密に連携して話し合っていて、なるべく早い段階で、小規模の事業所もしっかりと名簿に把握できるような形を進めていただきたいと、強くお願いしたいと思います。

○菅部会長 答申案の文言としては、これでよろしいでしょうか。

○伊藤委員 文言としては、まあ、結構だと思いますけれども。

○菅部会長 では、あとは私が、統計委員会で力を込めて発言しますので。

○伊藤委員 はい、非常に重要な点だと。

○菅部会長 重要さを伝えていきたいと。

○伊藤委員 はい、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○菅部会長 雇用者なしのところをめぐってはおそらく、おっしゃるとおり、様々なデータが今後出てくると思うので、ただ、それに関しては、将来のことは分からないところもたくさんありますので、やはり頑張ってくださいとしか言いようがないというふうにも思います。

さて、では、そこについては御了解いただけたというふうにします。

それでは以上をもって、本日追加で御審議いただいた部分の答申案における取扱いと、細かな書きぶりについて整理できましたので、改めて答申案についてお諮りします。

答申案について本部会として議決し、次の統計委員会に御報告することとしますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本日御審議いただいた答申案については、次の統計委員会に御報告することにいたします。

以上をもちまして、経済センサス - 基礎調査及び経済構造実態調査の変更についての部会審議については終了となります。活発に御審議いただきまして、ありがとうございました。

た。

最後に、事務局から連絡をお願いいたします。

**○永井総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副統計審査官** ありがとうございます。大分早く終わってしまいましたが、全ての議事は終了いたしましたので、これで本日は終了といたしたいと思います。

事務局からの御連絡ですが、先ほど部会長からも御説明がありましたとおり、本日御了承いただいた答申案につきましては、小西臨時委員からも御指摘がありました、こちらの方で少し文章審査的な見直しをさせていただいた上で、統計委員会の方に報告させていただきたいと思っております。修正箇所につきましては、後ほど委員の皆様も送付させていただきたいと思っております。

それから、本日の部会の議事録につきまして、事務局で作成次第、またメールにて御照会いたしますので、御確認のほどよろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

**○菅部会長** 以上をもちまして、本日の部会は終了いたします。本日はありがとうございました。